

静岡県立大学臨床教授等の称号付与に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 32 号

改正 平成 23 年 9 月 7 日、平成 24 年 4 月 1 日、令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、臨床現場の優れた人材を積極的に活用し、静岡県立大学（以下「本学」という。）における臨床教育の指導體制の充実を図るため、本学の臨床教育に協力する医療機関その他の施設（以下「協力機関等」という。）の医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等に対する臨床教授、臨床准教授、臨床講師又は臨床助教（以下「臨床教授等」という。）の称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第 2 条 臨床教授等の称号は、優れた臨床技能及び教育能力を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に対して付与することができるものとする。

- (1) 臨床教授にあつては 20 年以上、臨床准教授にあつては 10 年以上、臨床講師又は臨床助教にあつては原則として 5 年以上の臨床経験を有すること。
- (2) 学会等の認定医、専門医、指導医、認定薬剤師、指導薬剤師、専門看護師、認定看護師、看護専門学校教員資格、臨床指導者、管理栄養士などの資格又はこれらと同等の能力を有すること。

(選考)

第 3 条 臨床教授等の選考は、本学の教授又は協力機関等の長の推薦に基づき、本学の教授会（大学院にあつては研究科委員会又は研究院委員会）が行うものとする。

(称号の付与)

第 4 条 前条の規定による選考が行われたときは、学部又は研究科の長は、臨床教授等の称号の付与を学長に申達するものとする。

2 前項の規定による申達があつたときは、学長は、別紙様式を交付して臨床教授等の称号を付与するものとする。

(称号の付与期間)

第 5 条 臨床教授等の称号を付与する期間は、3 年以内とする。ただし、当該期間を更新することを妨げない。

(給与等)

第 6 条 臨床教授等には、給与その他の給付は支給しない。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、臨床教授等の付与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。